

ご存じですか？ 簡単に手続きできます 裁判所の民事調停

▶▶▶ 民事調停は、こんなトラブルの有効な解決手段です ◀◀◀

近隣トラブル

隣の騒音が気になる

賃貸トラブル

敷金を返してもらいたい

交通事故

自転車同士ぶつかってしまいました

民事調停

民事調停とは、裁判所が当事者の間に入って話合いを進め、問題の解決を図る手続です。

民事調停の
メリット **5**つ

01.

手続が簡単

02.

早く解決
できる

03.

判決と同じ
効果

04.

費用が安い

05.

秘密が
守られる

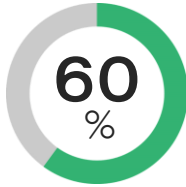


ナビゲーター 調停こそう

特徴をご説明します！

01. 手続きが簡単

一人で簡単に手続きできます。

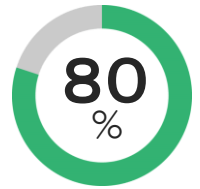


60%以上が、
自分で手続

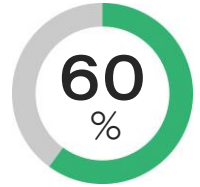
申立書の書式は、裁判所の窓口やウェブサイトにあります。

02. 早く解決できる

80%以上が、
申立てから3回
以内に終了



60%近くが、
実質的に解決



平成30年統計（全地方裁判所・簡易裁判所）

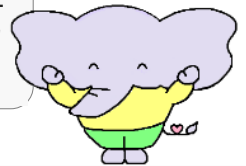
03. 判決と同じ効果

話し合いができた（調停が成立した）内容のとおりにお金が支払われないと、強制執行ができる場合があります。

04. 費用が安い

例えば、10万円を請求する場合にかかる費用は、手数料**500円**と必要な郵便料金です。

民事裁判と比べて
安い！



05. 秘密が守られる

非公開の手続なので、調停になっていることも本人以外にはわかりません。裁判所は守秘義務もあるので、言いにくいことも話せます。

手続選択のポイント

- ▶ 法律の専門家でなくても OK
- ▶ 詳細な書面や証拠は不要
- ▶ 事案の軽重は問わない



詳しくは裁判所のウェブサイトをご覧ください

<http://www.courts.go.jp/>

民事調停

